

資料提供先：中国地方建設記者クラブ
 合同庁舎記者クラブ
 岡山県政記者クラブ
 倉敷市記者クラブ

高梁川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました。

国土交通省中国地方整備局では、平成 22 年 10 月 14 日に「高梁川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、本計画）」を策定しました。

高梁川水系では平成 19 年 8 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「高梁川水系河川整備基本方針（以下、基本方針）」が策定されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、高梁川水系の国が管理する区間における今後概ね 30 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、高梁川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「明日の高梁川を語る会」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。さらに岡山県知事をはじめ、沿川市長からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。

記

■ 中国地方整備局河川部ホームページ

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/index.htm>

→「河川整備基本方針・河川整備計画」→「高梁川水系」よりご覧ください。

■ 岡山河川事務所ホームページ

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

→「高梁川水系河川整備計画」よりご覧ください。

別添 1 : 高梁川水系河川整備計画（国管理区間）の策定までの経緯

別添 2 : 高梁川水系河川整備計画（国管理区間）の概要

(問い合わせ先) 国土交通省中国地方整備局 電話番号(082)221-9231(昼間代表)

河川部 河川計画課長 柴田 亮(しばた りょう) (内線3611)

建設専門官 古南 弘史(こみなみ こうし) (内線3617)

担当事務所 岡山河川事務所 電話番号 (086)223-5101(昼間代表)

副 所 長 植田 憲治(うえだ けんじ) (内線205)

事業対策官 湯浅 丈司(ゆあさ じょうじ) (内線 208)

(広報担当窓口) 国土交通省中国地方整備局 電話番号 (082)221-9231(昼間代表)

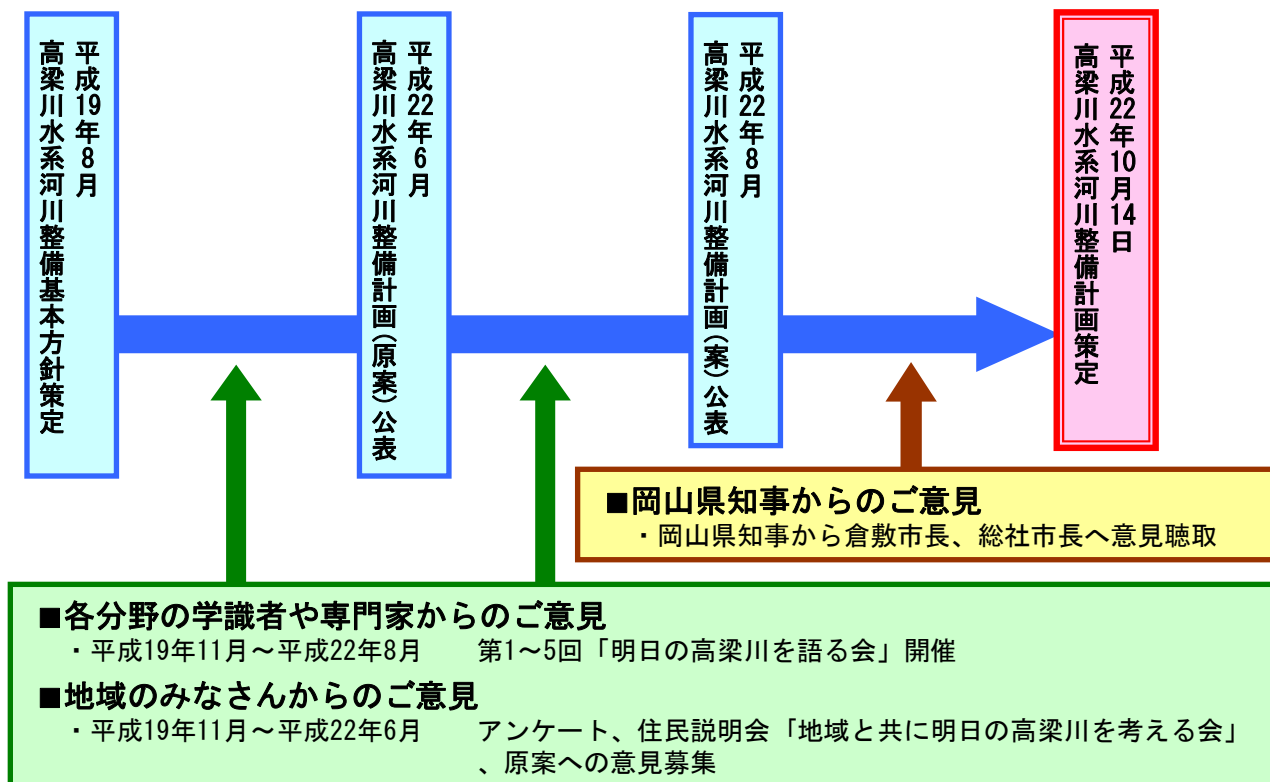
広報広聴対策官 安田 博信(やすだ ひろのぶ) (内線2117)

企画部 環境調整官 秋山 良壮(あきやま りょうそう) (内線3114)

策定までの経緯

高梁川水系では平成19年8月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「高梁川水系河川整備基本方針」が策定されています。これに基づき、高梁川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「高梁川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、本計画)を平成22年10月14日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、高梁川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「明日の高梁川を語る会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。



各分野の学識経験者からの意見聴取

■明日の高梁川を語る会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに5回開催し、専門分野について意見を伺いました。

明日の高梁川を語る会 委員名簿

氏名	職名	専門分野
宇佐美 英司	岡山弁護士会	法律
内田 和子	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	応用地理学 自然地理学
片山 勝介	元 岡山県農林水産部参与	漁業
佐藤 國康	元 川崎医科大学 教授 (生物学)	環境(魚介類、 両・爬・哺乳類)
田中 取一	山陽新聞社論説委員会 副主幹	地域振興
谷口 守	筑波大学大学院 システム情報工学研究科教授	都市・地域計画
永井 明博	岡山大学大学院 環境学研究科教授	流域水文学
名合 宏之	岡山大学 名誉教授	河川工学 (水工学)
西垣 誠	岡山大学大学院 環境学研究科教授	地盤環境解析学
波田 善夫	岡山理科大学 学長	環境(植物)
久野 修義	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	日本中世史
丸山 健司	日本野鳥の会岡山県支部長	環境(鳥類)

地域のみなさんからの意見聴取

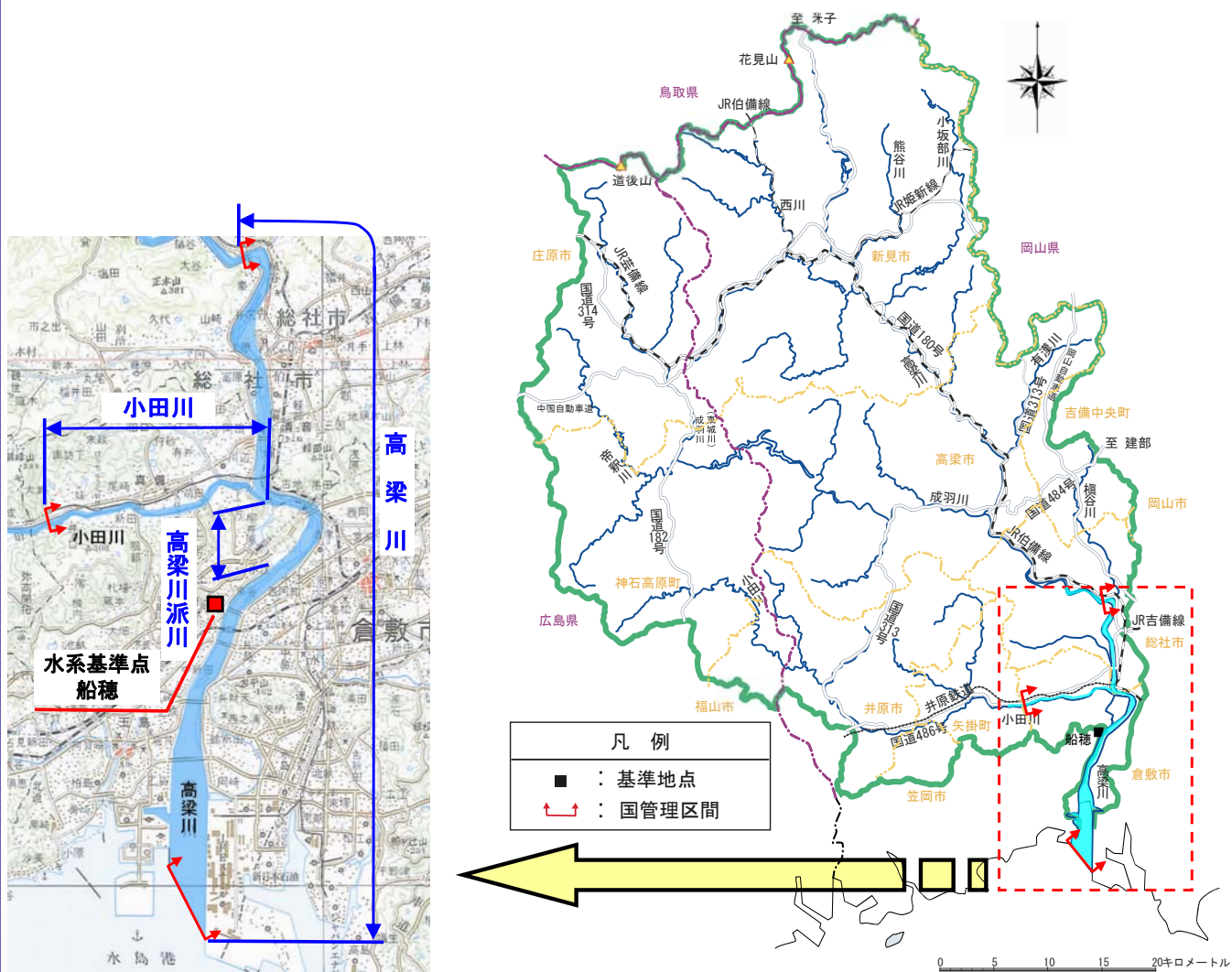


アンケートや説明会などにより総数で319件のご意見を頂きました。主な内容としては、治水事業の推進、自然環境の保全、樹木の伐採など適正な維持管理といった意見の他に、費用対効果考えた整備の実施といった意見を頂いております。

河川整備の基本理念および対象区間・期間

<p>基本理念</p>	<p>安全・安心な川づくり 高梁川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて段階的に整備を進めるものとし、河川整備の現状、過去の被害、はん濫域の人口・資産等を考慮し、高梁川の治水安全度の向上を目指します。</p> <p>川の恵みを分かち合う豊かな川づくり 様々な用途の水を与えてくれる高梁川の水利用の歴史や現状を踏まえ、関係機関や住民と協力し、生活・産業に必要な水の安定的な確保を目指します。</p> <p>水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり 利用しやすい川づくりを進めるとともに、アユやタナゴ類を代表とする豊かな生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、未来に伝える川づくりを目指します。</p>
<p>対象区間</p>	<p>高梁川水系の国が管理する区間（下図参照）</p>
<p>対象期間</p>	<p>今後概ね30年間</p>

■高梁川水系河川整備計画(国管理区間)の対象区間



高梁川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減

目 標

■安全・安心な川づくり

長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、一連区間で整備効果が発現するような段階的な整備により、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画の定めた河川整備の実施後には、流域住民の記憶に残る戦後最も大きな被害を与えた昭和47年7月洪水、平成16年台風16号高潮が再び発生しても、洪水被害が防止又は軽減できるようになります。

■整備手順の考え方

目標の達成に向け、河川整備（治水事業）の整備手順の考え方は、岡山県西部地域における行政、経済の中心的役割を持つ倉敷市街地の重要度、上下流や本支川の治水バランス、過去の被災状況、事業の進捗状況、事業効果等を踏まえて次のとおりとします。

(1)小田川合流点の付替え及び高梁川下流地区の築堤

- ①流域内で人口、資産が集中する倉敷市街地区間に位置する本川酒津地先、及び過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下を図る抜本的な対策として、小田川の合流点付替えを実施します。
高梁川と小田川を分離する締切堤を設置する際には、左右岸バランスを考慮し、古地地先の堤防補強を実施するとともに、本川で現況の河積不足が生じないよう、河積確保に努めます。
- ②倉敷市街地が広がる下流地区においては、小田川合流点付替え完了までに、堤防の断面が不足する部分の築堤（断面確保）、堤防補強（浸透対策）を実施します。また、高潮対策区間の築堤についても順次実施します。
- ③小田川合流点付替え完了後に、新合流点から上流の笠井堰の左岸堰改築、河道掘削を実施します。

(2)高梁川中・上流地区及び小田川の河道掘削、築堤

- ①小田川合流点付替え完了等により下流地区・高梁川派川の安全度向上を図った後、本川中流地区の河道掘削・樹木伐開、堤防補強（浸透対策）、築堤（断面確保）を実施します。また小田川においても河道掘削・樹木伐開、築堤（断面確保）等を実施します。
- ②下流地区・高梁川派川、中流地区の安全性向上を図った後、上流地区で浸水被害の軽減を図るため河道掘削を実施します。

整備手順

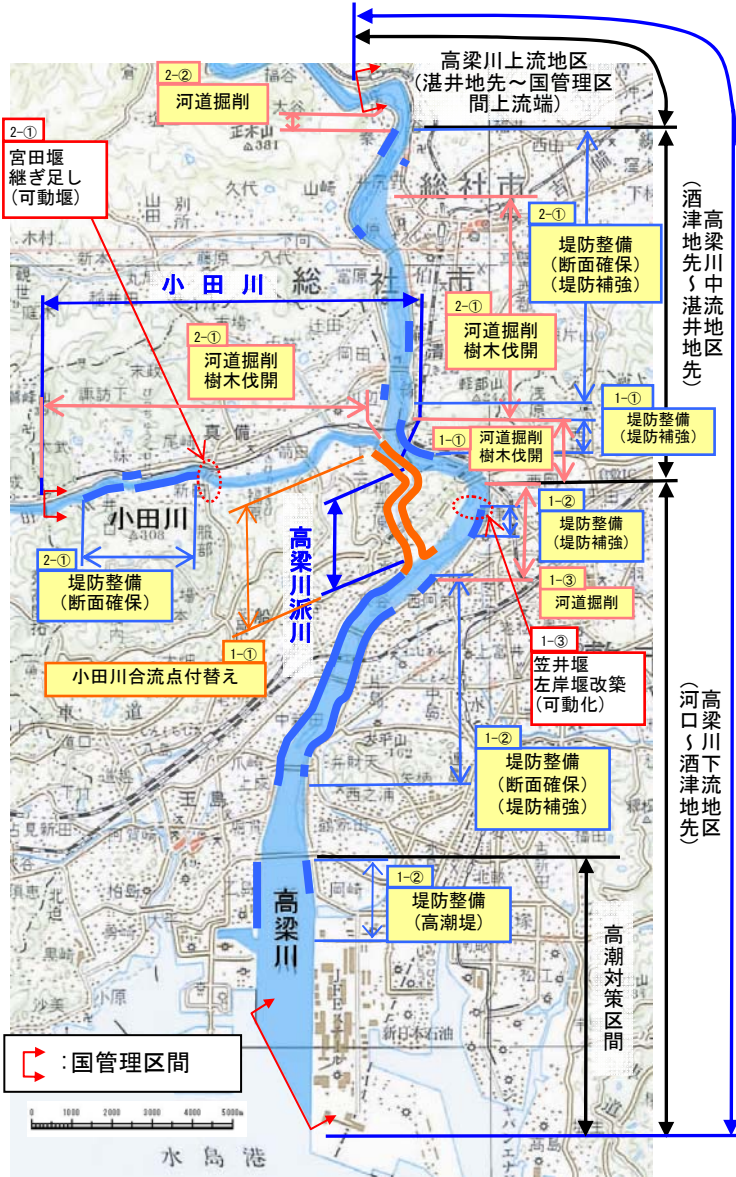
施工区間	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
高梁川	高潮対策区間 1-② 築堤(高潮堤)	築堤(高潮堤)	
	下流地区	1-② 築堤(断面確保)	
		1-② 堤防補強(浸透対策)	
		1-③ 河道掘削、左岸堰改築	笠井堰改築
	中流地区	1-① 河道掘削・樹木伐開、堤防補強(浸透対策)	古地地先
		2-① 河道掘削・樹木伐開、堤防補強(浸透対策)、築堤(断面確保)	
	上流地区	2-② 河道掘削	
高梁川派川	1-① 小田川合流点付替え		
小田川	2-① 河道掘削・樹木伐開、築堤(断面確保)、宮田堰継ぎ足し		

高梁川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

洪水等による災害の発生防止または軽減

整備等の内容

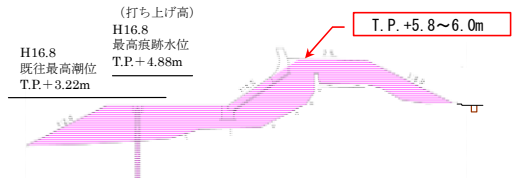
高梁川下流地区：堤防整備（高潮堤、断面確保、堤防補強）、河道掘削、堰改築、支川合流点付替え等
 高梁川中流地区：堤防整備（断面確保、堤防補強）河道掘削、樹木伐開等
 高梁川上流地区：河道掘削



—凡例—

- : 堤防整備(高潮堤、断面確保、堤防補強)
- : 河道掘削、樹木伐開
- : 支川合流点付替え
- : 堰改築

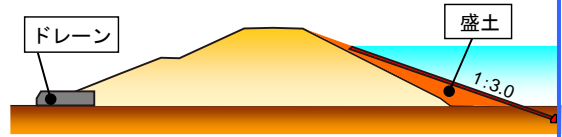
堤防整備【高潮堤】のイメージ



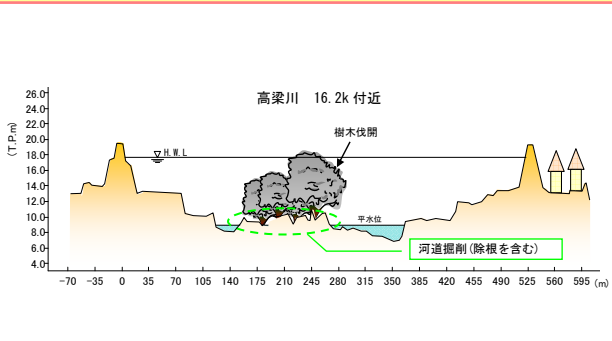
堤防整備【断面確保】のイメージ



堤防整備【堤防補強】のイメージ



河道掘削のイメージ



支川合流点付替えイメージ



高梁川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

目 標

■川の恵みを分かち合う豊かな川づくり

水道用水、工業用水、農業用水等の取水といった利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量を下回らないよう、高梁川における適正な水利用を推進します。

これらを考慮し、目標とする流量は小田川付替え後、水利用の調整を含め、酒津地点で概ね16m³/sとし、その確保に努めるものとします。

整備等の内容

- ・ 河川情報及び水利用情報等の共有化し、水利用の合理化を図る
- ・ 渇水時における節水意識の向上や水利用の調査

河川環境の整備と保全

目 標

■水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり

(1) 自然環境

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、魚類等の移動の連続性を確保するとともに、産卵環境の保全、高梁川・小田川で確認されている、重要な動植物の保全等に努めます。

(2) 河川の空間利用

多くの人々から利用されている現在の状況を踏まえ、イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等、幅広い分野における利用の継続に寄与する川づくりを目指します。

(3) 河川景観

高梁川の酒津付近から上流の区間及び小田川については、河道内で草本類や樹木が繁茂しており、水辺や礫河原の見える美しい河川景観を阻害していることから、河川景観の保全・維持に努めます。

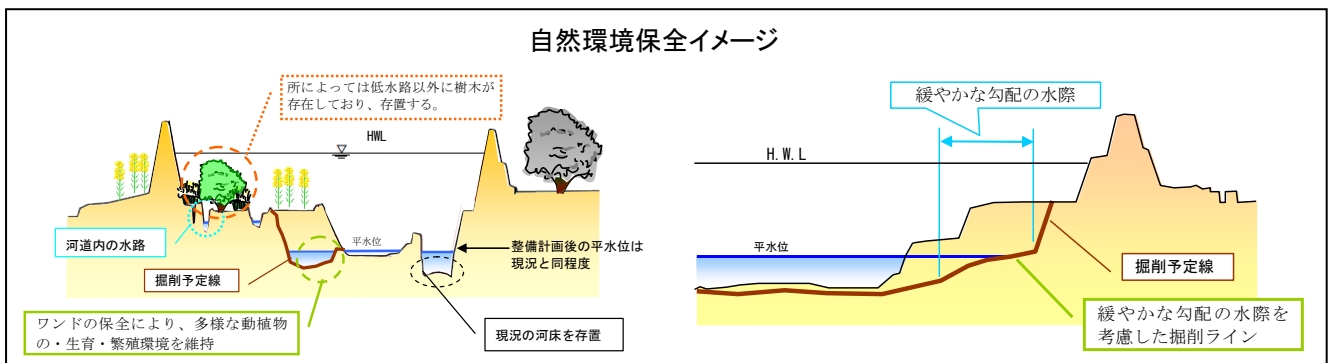
(4) 水質

水道用水、工業用水、農業用水等の安全な取水や子供たちが安心して水遊びを楽しむことができるよう、環境基準を満足する現在の良好な水質の保全に努めます。

整備等の内容

- ・ 特に保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等の保全
- ・ 河川工事等により影響を受ける重要なタナゴ類については、河道内の水路・ワンド等の生息地の保全
- ・ 小田川合流点付替えにより、動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える場合の環境保全措置
- ・ 河川空間の適正な利用と管理
- ・ 良好な水辺景観の保全、維持を図るための樹木伐開
- ・ 倉敷市の風致地区に指定されている酒津地区の自然景観の保全
- ・ 関係機関、地域住民等と連携、調整を図り、多様な方策により現状の良好な水質の保全

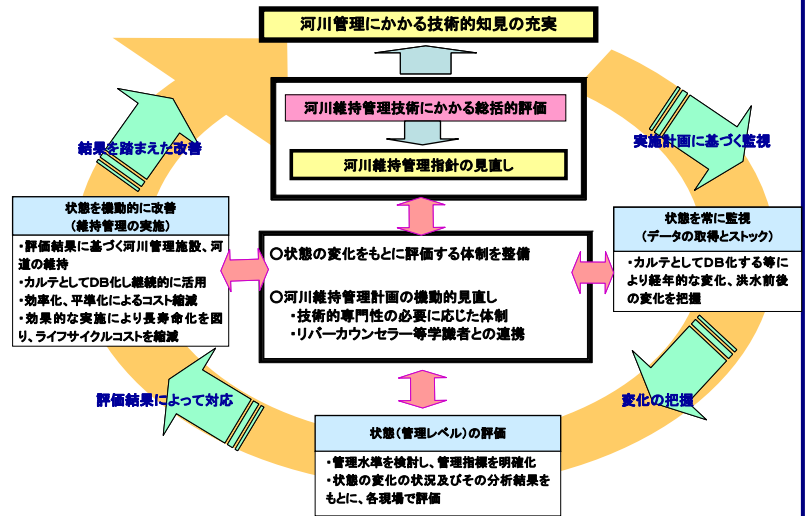
自然環境保全イメージ



高梁川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

維持管理

高梁川及び小田川の河川特性を十分踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した河川維持管理計画の充実を図るとともに、河川の状態変化の監視・評価、評価結果に基づく機動的な改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理体系」を構築し、効率的・効果的な実施に努めます。



サイクル型維持管理体系概念図

■高梁川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

高梁川水系の河川の維持管理については、高梁川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を継続的に維持することを目的に実施しますが、高梁川水系の河川の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を **(1) 河道内樹木の管理** **(2) 堤防・護岸の維持管理** **(3) 構造物の維持管理**と定め、維持管理の重点化、効率化を図ります。

(1) 河道内樹木の管理

河道内樹木の繁茂状況を把握し、洪水の安全な流下に支障とならないよう計画的な伐採を実施。伐採後には、幼木のうちの除去に努め、維持管理の効率化、コスト縮減を図る

(2) 堤防・護岸の維持管理

堤防・護岸の巡視・点検を行い、結果を「河川カルテ」としてデータベース化し、経年的な変化や洪水前後の変化等の把握に努める。また、異常があればすみやかに補修を行う

(3) 構造物の維持管理

堰、排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設については、必要に応じて修繕により耐用年数を延長し、コスト縮減に努める。また、河川巡視、設備点検もとづいて補修を行い、操作訓練の実施により洪水時に的確な操作を行う。潮止堰については、河床変動に起因する災害の防止に努める

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

・その他施策との連携

整備の円滑化のため、異なる管理者との事業調整や都市計画、景観に関する施策との調整を図ります。

・連携と協働

地域と連携・協働した川づくりとして、清掃活動、伐木ボランティア、河川愛護モニター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえて整備に取り組み、住民活動等を必要に応じて支援します。

・情報の共有化

河川整備状況や自然環境に関する情報を広く共有するとともに、施設の見学会、説明会、出前講座等による住民等への直接説明や意見交換の場づくりを図り、双方向のコミュニケーションを推進します。

参考資料

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画 平成19年 5月16日

高津川水系河川整備計画 平成20年 7月 3日

芦田川水系河川整備計画 平成20年12月 4日

天神川水系河川整備計画 平成22年 3月 5日

斐伊川水系河川整備計画 平成22年 9月30日

高梁川水系河川整備計画 平成22年10月14日

【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。